

お知らせ

姫路港と八木港の港域が縮小されます。



問合せ先: 姫路海上保安部

交通課: 079 - 231 - 5065

港則法施行令・施行規則の一部改正により平成29年10月1日から、姫路港と八木港の港則法上の港域が縮小されます。

姫路港に関する改正 港則法施行令第一条別表第一、港則法施行規則第三条別表第一

八木港に関する改正 港則法施行令第一条別表第一



姫路港飾磨区



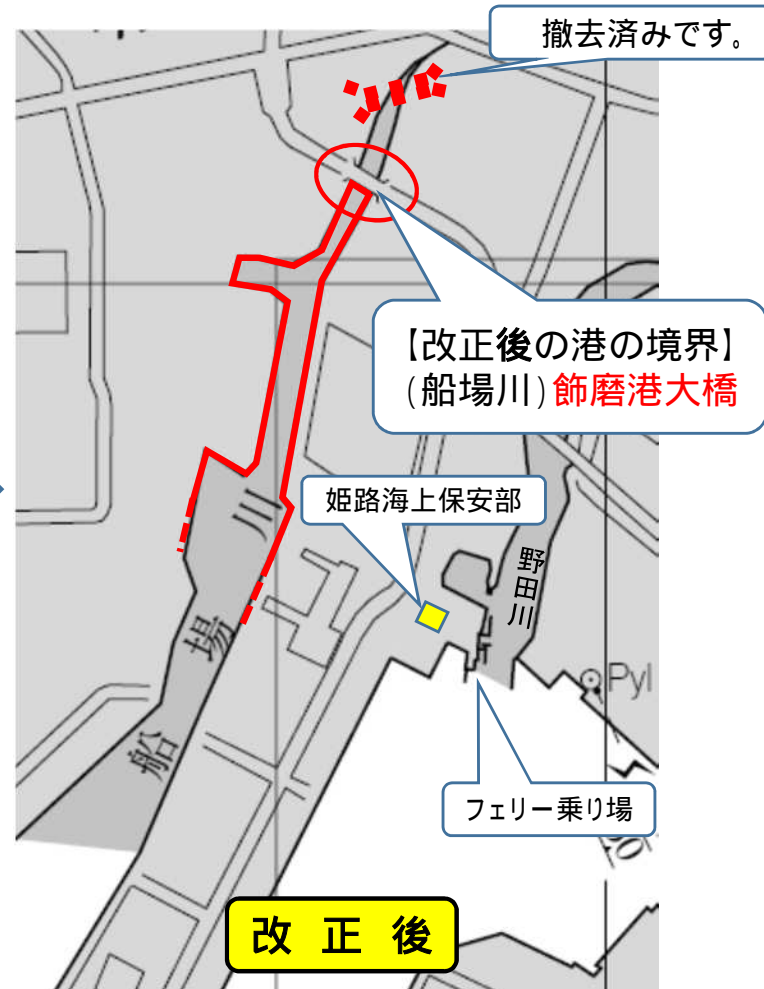
【改正前の港の境界】  
(船場川)旧鉄道橋

姫路海上保安部

野田川

フェリー乗り場

改正前



撤去済みです。

【改正後の港の境界】  
(船場川)飾磨港大橋

姫路海上保安部

野田川

フェリー乗り場

改正後

八木港の港域(図の赤枠)が縮小されます。(平成29年10月1日から)

改正前



改正後

